

(参考) マイナンバー違憲訴訟 (現在係争中) の概要

1 原告と被告

- ・ 原告：マイナンバーの通知を受けた個人
- ・ 被告：国

2 係属裁判所：平成27年12月より以下 8 地方裁判所において係争中

東京地方裁判所、横浜地方裁判所、新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所
金沢地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所

3 請求の趣旨

- ・ 原告らのマイナンバーを収集、保存、利用及び提供してはならない。
- ・ 原告らのマイナンバーを削除せよ。

4 請求原因

- ・ マイナンバー制度は、原告らのプライバシー等を侵害する危険性が極めて高いので、その危険性を除去・予防するために、マイナンバーの収集、保存、利用及び提供を差し止めるしかない。
- ・ プライバシー権侵害の原状回復として、マイナンバーの削除が必要。

(参考) 住基ネット最高裁判決(平成20年3月6日)を踏まえた番号制度の設計について

- 番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。
住基ネット訴訟最高裁合憲判決は、
 - ・ 憲法13条については、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
 - ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。
- 番号制度においては、法令等に基づく制度上の保護措置に加え、各情報保有機関に分散して管理している情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することとしているから、特に高いシステム上の保護措置を講じている。

<住基ネット最高裁合憲判決の骨子>

<制度設計> (2011/6/30 社会保障・税番号大綱)

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」</p> | <p>① (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民一民一官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</p> |
| <p>② 「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる」</p> | <p>② 「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイポータル上で確認できるようにする。</p> |
| <p>③ 「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」</p> | <p>③ 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</p> |
| <p>④ 「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」</p> | <p>④ 行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</p> |
| <p>⑤ 「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」</p> | <p>⑤ 国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。</p> |